

# 12

## 客室

### 整備の基本的な考え方

- 利用者の休憩や宿泊に供する客室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を一定数以上整備する。
- 高齢者、障害者等が利用する客室は、移動の困難を考慮して、避難上有効な廊下又は階段に接近して設ける。
- 車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者の緊急時の対応として、視覚・音声伝達設備の設置や誘導職員の適正な配置を行う。
- 宿泊施設の職員は、高齢者や障害者への対応方法に関する知識の習得に努め、利用者に安心してくつろげる施設を提供する。
- 高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、つえ使用者、上下肢障害者等)、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々等、より多くの利用者にとって使いやすいよう、できるだけ多くの一般客室のバリアフリー化に取り組む。

整備基準	解説	望ましい水準	
(1)別表第1の2((1)の施設を除く。)に掲げる施設及び用途面積が1,000㎡以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用客室を設けること。	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の2((1)の施設を除く。)に掲げる施設」:社会福祉施設(保育所を除く。) ◆「用途面積が1,000㎡以上の同表の7に掲げる公共的施設」:用途面積1,000㎡以上の宿泊施設 ----- ●車椅子使用者用客室を、客室総数の1/100室以上設ける。	○客室総数200室以下の場合、客室総数×1/50室以上 客室総数200室超の場合、客室総数×1/100+2室以上	
(2)車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。	→図「□車椅子使用者用客室の例」(100頁)を参照 ●車椅子使用者が円滑に利用できるような空間や幅を確保し、収納、コンセント、スイッチ等は、車椅子使用者の利用しやすい高さ・位置とする。	○視覚障害者や聴覚障害者に配慮した構造の電話機、又はファクシミリ等を設置する。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュベル、非常点滅灯などの緊急通報装置を室内に設ける。 ○客室出入口の戸のアイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、車椅子使用者の目線の高さ(床から100～120cm程度)に設けるか、戸の付近にカメラ付きインターホン設ける。	
ア 便所の構造	便所は、8の(1)に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所(8の(1)に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。	●車椅子使用者が円滑に利用できる便所を設けること。 →8 便所 (1) 車椅子使用者用便所の解説(74頁)を参照 ●イの浴室との組み合わせにより、車椅子使用者の回転できる広さを確保することが考えられる。	
イ 浴室の構造	浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室(11に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。	●高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の浴室又はシャワー室を設けること。 →11浴室、シャワー室又は更衣室の解説(94頁)を参照	

整備基準		解説	望ましい水準
ウ 室内の広さ	車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●客室内に、車椅子使用者が360°回転できる直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるように、140cm角以上のスペースを、1以上設ける（家具等の下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペースも含む）。</li> <li>●車椅子使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避けること。</li> <li>●ベッドの側面には、車椅子使用者が進出し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。</li> </ul>	○車椅子使用者客室が和室の場合、畳に車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳の高さを車椅子の座面の高さと同程度とする等の工夫をする。
エ ベッドの高さ	ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。	●「車椅子の座面の高さと同程度の高さ」とは、マットレス上面で45~50cm程度である。	○ベッドの下に車椅子のフットレストが入るようにする。 ○照明は、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。
オ 床面の仕上げ	床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど、足をとられたり車椅子の通行の支障とならないよう配慮すること。</li> <li>●車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避けること。</li> </ul>	
カ 案内表示	出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●客室の出入口に、点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他の方法により部屋番号等を視覚障害者に示すための設備を設ける。</li> <li>●点字による案内設備及び室名表示は、床から中心までの高さを140~150cm程度とすること。</li> <li>●戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示すること。</li> </ul> <p>→「点字その他の案内設備」に関しては2敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44頁)を参照</p>	



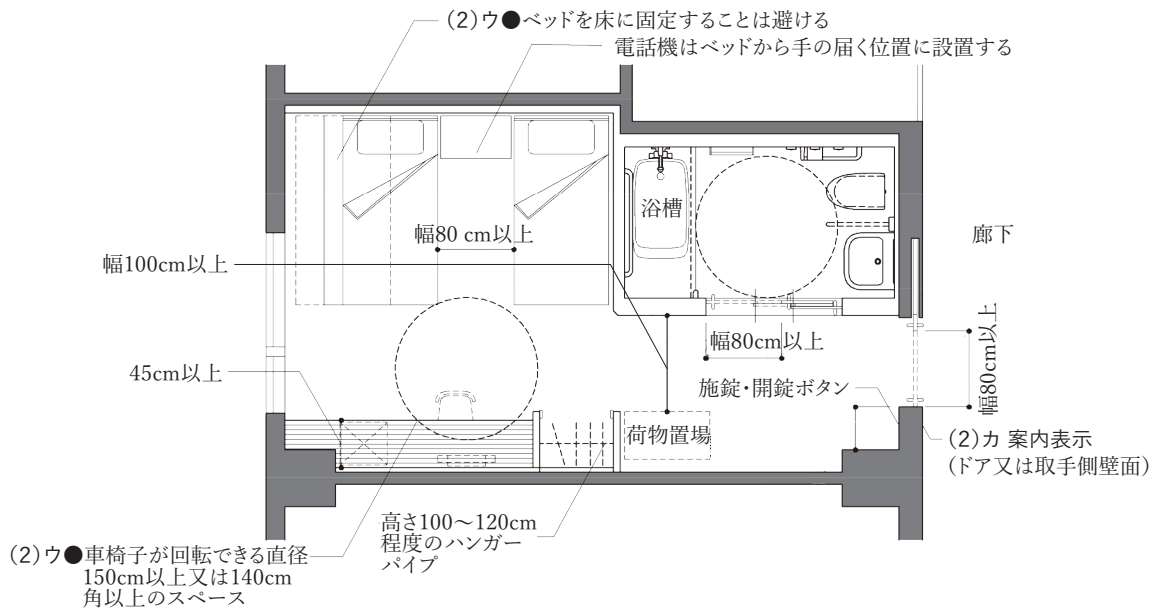
memo

■多様な利用者に配慮した一般客室の望ましい水準

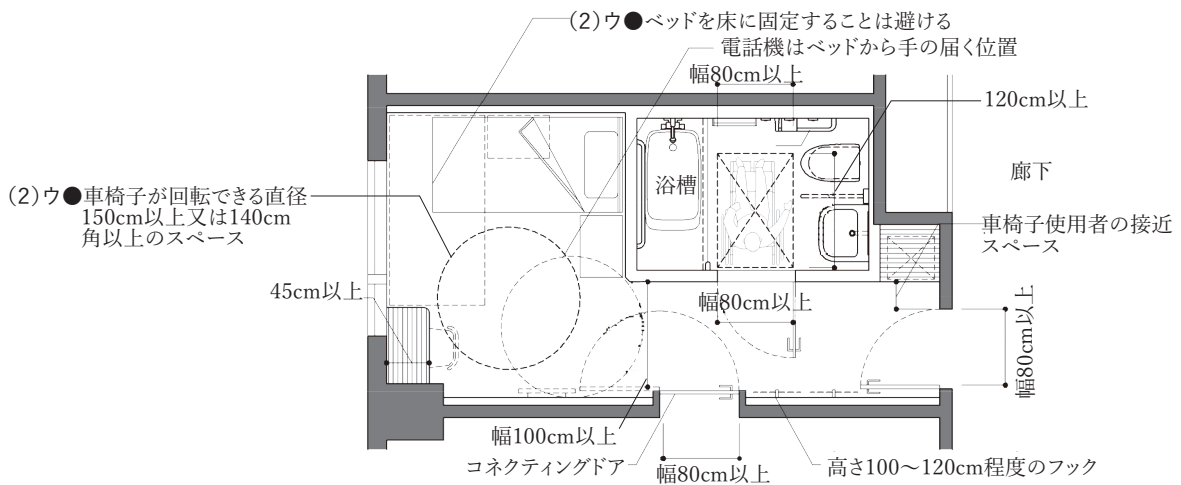
- 客室出入口、客室内における便所・浴室等の出入口やその付近の通路は、車椅子使用者の利用に支障のない幅を確保する。
- 客室の床には段差を設けず、滑りにくく体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- 便房、浴室等に手すりを適切に設置する。
- スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものにする。

□車椅子使用者用客室の例

■ツインルームの例

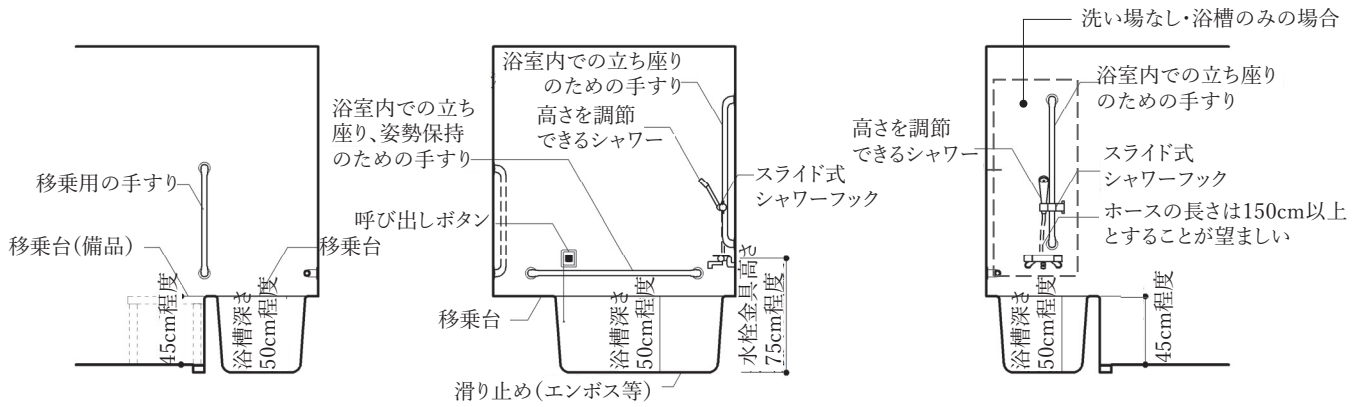


■シングルルームの例

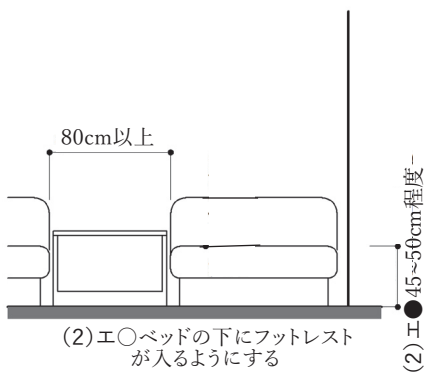


資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省） p 2-175を加工して作成

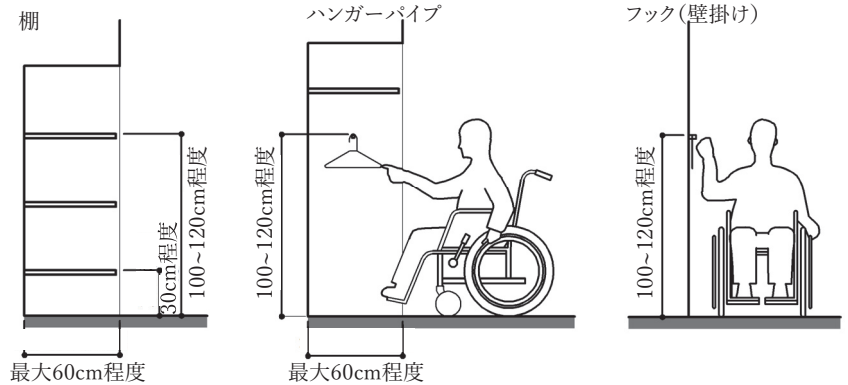
### ■ 車椅子使用者用浴室の例



### ■ ベッド廻りの例



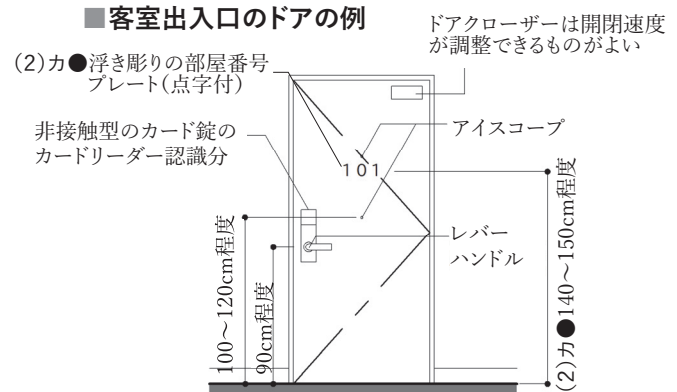
### ■ 収納の例



### ■ コンセント、スイッチの高さの例



### ■ 客室出入口のドアの例



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）  
p 2-163~166、177を加工して作成